

苫小牧市立啓北中学校「学校いじめ防止基本方針」(R 6.4.1 改定)

1. はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめを積極的に認知することは、いじめへの対応の第一歩である。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したりすることなく、組織的な対応を行うことが大切である。いじめの問題の解決にあたっては、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが重要である。

また、こうした取組を進めるにあたっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

こうしたことから本校は、国・北海道・苫小牧市のいじめ防止基本方針を参照し、自校におけるいじめ防止等の取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<重大事態の定義>

- ・いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
学校は重大事態が発生した場合、設置者（苫小牧市教育委員会）する。

(1) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・いじめ事案の対処に取り組む。

2. いじめ防止等の基本的な考え方（内容・要因・解消・研修）

(1) いじめ防止基本方針を年度始めに全体で共通認識する。そのための研修や会議を学期はじめに行う。学期ごとに点検見直しを図る。

(2) 研修は未然防止や事案対処などについて行う。必要に応じて SC 等の外部と連携を図る。

3. いじめの防止に関する組織

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

①構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭
その他必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー等

②活動

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (イ) いじめの積極的な認知に関わること。
- (ウ) 認知したいじめの事案に関すること。特に初期対応の重要性に関わること。
- (エ) いじめの問題に係る生徒理解に関すること。

③開催

- (ア) 月1回を定例会とする。
- (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

④相談窓口

学校の相談窓口は教頭とする。迅速に対応する。

4. いじめの未然防止・早期発見・いじめ事案の対処のための具体的な取組

(1) 豊かな心と感性を育む教育や人権教育、情報モラル教育を推進する。

(2) 生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する（人間関係形成、社会性、規範意識、自己肯定感等の育成）

(3) 学校いじめ基本方針の内容を必ず入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、年度途中の転入等の場合も、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。SOSを伝えられる電話番号やお悩みポスト等の相談場所も周知する。

(4) 定期的にいじめの実態を把握し、適切に対応する。

年間を通して定期的にいじめに関するアンケート調査、個人面談等を実施する。なお、アンケート調査は5年間保管する。いじめの疑いがあると判断される事例も含めてその状況を的確に把握する。学校いじめ防止基本方針等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておく。

(5) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(6) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組実施状況を学校の年間計画に位置付けて評価し、取組の改善を図る。

(8) いじめ防止のための措置

「発達障害を含む障害のある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「被災生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(9) 本校のいじめの実態や対応方針等について、保護者会、学校便り及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめの防止に向けた取組を推進する。

(10) いじめの防止について、より実効性の高い取組を実施するために、P D C Aサイクルを学校基本方針に盛り込み、組織的に点検し、必要に応じて見直しを図る。

啓北中学校いじめ防止全体計画

学校目標

- * やり通す たくましい体と強い心を持ち、自ら鍛え最後までやり抜く
- * 協力する 豊かな心を持ち、自らに厳しく、温かく補い合い進んで協力する
- * 前進する 美しいものに感動し、広く考え、自らを高め、常に向上する



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。積極的な認知、早期対応、早期解決。
- ◎ 点検見直し、研修による全体周知の徹底。
- ◎ 教職員、生徒、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。



年間活動計画

4月：年間計画作成 学期末：活動評価（学校評価内でも実施） 2月次年度計画



いじめ防止対策委員会

定例会：月1回（年12回）

臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

積極的生徒指導が機能している支持的風土のある学年の育成

複数の教員による生徒観察と情報の共有と連携強化



未然防歯	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none">・フィルタリング説明会・情報モラル教室・いじめ根絶集会（生徒会）・道徳の時間・いじめ問題学習会（学級）・学校、指導部便り等での啓発	<ul style="list-style-type: none">・定期的な調査（年3回）・年3回いじめアンケート・学期1回の教育相談・いじめ相談電話の周知・いじめ相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">・学年部会で事実関係把握・いじめ問題へのケア・事実関係の把握（担任等）・保護者との連携・情報の適切な記録・周知・報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童（生徒）の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

いじめ根絶・防止の取組【年間スケジュール】

○の項目は通年の取組

	生徒への指導	校内の取組	生徒指導部	関係機関・保護者との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○思いやりや正義感を育て、いじめを許さない学級風土の醸成 ○人間力を育てる教育の展開 ○正しい価値観や規範意識を持つ集団づくり ○他の人とのかかわり、集団や社会との関わりに関する道徳の時間の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○共通理解会議 ○個のよさが發揮でき、わかる授業の展開 ○学年部会の充実 ○授業以外の時間帯の生徒の観察 ○学年協議会の活発化 ○よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を育む学級経営の推進 ・小学校からの引継情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの積極的な認知、早期発見、早期対応 ○いじめ調査からの対応のみではなく、不登校対策等とも連動させる。 ・いじめ防止基本方針、年間計画作成（見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の説明（参観日全体会） ・基本方針のHP掲載 ・インターネット、携帯電話、ゲームなどに関する「家のきまり」を親子で決めるごとの依頼。
5月			<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・二者懇談や個人懇談での生徒の様子の把握
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめ調査 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携研修日
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・苦小牧いじめ問題 こどもサミット 	○点検見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア生徒指導部会
8月		○共通理解会議・教育相談研修会（研修）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応に係る研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ根絶集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめ調査 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室 		<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導部異校種交流
12月		○点検見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア生徒指導部会
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○共通理解会議 ・いじめアンケート ・いじめ調査 ・学校自己評価書を通して、達成度の確認と改善策の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止取組状況の内部評価 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング教室（入学説明会・教務） ・学校関係者評価に基づく検証と次年度計画 ・年度末反省会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査分析、情報交換、取組 	
3月		○点検見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度改善方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中引継